

懲戒処分の公表

次のとおり市職員の懲戒処分を行いました。

件 名	職員の懲戒処分について
所 属	消防本部 消防署
年齢 職階 性別	5 0 代 主幹 男性
内 容	【処分事由】 欠勤（正当な理由なく 2 1 日以上の間勤務を欠いた） 【処分内容】 停職 3 か月 【処分年月日】 令和 8 年 7 月 2 7 日 【処分理由】 年次有給休暇を全て取得後も体調不良を理由に欠勤を続け、その間において医療機関を受診して適切な加療のための休暇手続きを執るよう指導を受けたにもかかわらず医療機関による加療の診断が無いまま欠勤を繰り返したことは、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び同項第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当し、大月市職員の懲戒処分に関する指針に照らし、上記懲戒処分に付したものである。 この処分を受け、管理監督者として消防長は給料の 1 0 0 分の 1 0 を 1 か月減給し、消防署長は戒告処分とする。